

# 2006年度税制改正

## ～ 個人所得課税の試算 ～

制度調査部  
吉井 一洋・古頭 尚志

与党が税制改正大綱を決定

### 【要約】

2005年12月15日、与党税制協議会は『平成18年度税制改正大綱』を決定した。具体的な法案の提出や審議はこれからだが、与党の税制調査会の決定に基づいて法案化されるのが慣例であり、現国会の勢力図も考えれば、実質的には改正事項がほぼ決定したと考えてよいだろう。

個人所得課税の分野では、定率減税の廃止、税源移譲に伴う所得税の税率区分の変更と住民税（所得割）の税率の10%一本化、損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設、耐震改修税額控除制度の創設などが柱となる。

制度調査部では、政府税調の『論点整理』に基づいた税額の試算を9月22日に公開している。本稿は「個人所得課税の試算」と題し、与党の『税制改正大綱』に基づいて改めて試算を行ったものである。

### 目次

1. はじめに	2頁
2. 個人所得課税に関する議論の推移（2005年）	2～3頁
図表1 個人所得課税の論点	
3. 試算に用いる前提の検討	4～7頁
図表2 所得税の税率	
図表3 住民税（所得割）の税率	
図表4 住民税（所得割）の税額控除の仕組み	
図表5 試算の前提	
図表6 収入金額と所得控除額、課税所得金額 - 地震保険料控除がある場合 -	
4. 試算結果	8～10頁
図表7 試算結果表 - 地震保険料控除ありの場合 -	
図表8 試算結果表 - 地震保険料控除なしの場合 -	
図表9 試算結果表 - 税源移譲の影響 -	
5. 結果と要因の分析	11～15頁
図表10 税率区分の変更による影響と税額控除の合計	
6. おわりに	16頁
図表11 社会保険料の概算	

## 1.はじめに

2005年12月15日、自民党税制調査会（柳沢伯夫会長。以下、自民税調）、公明党税制調査会（坂口力会長）による与党税制協議会は、『平成18年度税制改正大綱』を決定した。

法人税、酒税、たばこ税など大綱に示された改正内容は多岐にわたるが、本稿では所得税・個人住民税（所得割）に関する項目を対象を絞り、税制改正による影響を試算するものである。

我が国の税制は、政府税制調査会（以下、政府税調）と自民税調（および与党税制協議会）の2つの組織で検討される。通常は政府税調が基本的な方向性を定め、自民税調で具体的な改正内容を決定する。

政府税調は本年6月に『個人所得課税に関する論点整理<sup>1</sup>』を公表した。論点整理では所得控除の大幅な見直しを提言し、「サラリーマン増税」として世間の注目を集めたのは記憶に新しい。制度調査部ではその内容に基づいて試算を行ったが<sup>2</sup>、その後の閣僚・与党要人の発言を見る限り、そうした見直しが早期に実現される可能性は低いと考えられる。

さらに、政府税調が11月に公表した『平成18年度の税制改正に関する答申<sup>3</sup>』や今回の税制改正大綱には、所得控除の見直しは入らずに、税源移譲に伴う所得税・住民税の税率区分の変更や、定率減税の廃止が中心となっていた。

前例や現在の国会勢力図を見る限り、税制大綱は実質的に税制改正の内容を決定するものと言える。したがって、本稿では与党税制改正大綱の記述に基づき、改めて試算を行うこととした。なお、ここで示した試算数値は一定の前提を設定して算出している。算定の諸条件、今後の議論により、各種機関等が公表する数値等とは必ずしも一致しない場合がある点に留意されたい。

## 2.個人所得課税に関する議論の推移（2005年）

税制改正に関連した2005年の主な公表物は、政府税調の論点整理（6月21日）、政府税調の税制改正答申（11月25日）、与党税制協議会の税制改正大綱（12月15日）の3つである。

内容は多岐にわたるが、個人所得課税に関する議論は、所得控除の問題（ ）、税源移譲の問題、定率減税の問題に大別できる。

本稿では、給与所得控除を一般の所得控除に含めて論じることとする。

上記の分類に合わせ、これまでの議論を次ページの表に整理した。

各項目については、試算の前提を検討する中で説明を加えていくこととする。

■ \_\_\_\_\_

<sup>1</sup> 財務省ウェブサイト（[http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top\\_zei2.htm](http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top_zei2.htm)）を参照

<sup>2</sup> 2005年9月22日 吉井一洋・古頭尚志「個人所得課税の見直し（税調資料等による試算）」（制度調査部情報）を参照

<sup>3</sup> 1と同様に、財務省のウェブサイトに掲載されている

図表 1 個人所得課税の論点

項目	論点整理 (6月・政府税調)	答申 (11月・政府税調)	税制改正大綱 (12月・与党)
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得控除の見直し</li> <li>・配偶者控除、配偶者特別控除の見直し</li> <li>・扶養控除、特定扶養控除の見直し (同時に児童税額控除導入を検討)</li> <li>・ (住民税のみ) 生命保険料控除、損害保険料控除を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言及なし</li> </ul>	<p>&lt;改正事項&gt; (所得税、住民税いずれも)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の損害保険料控除を廃止</li> <li>・地震保険料控除を新設</li> </ul> <p>&lt;検討事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生損保控除のあり方を抜本的に見直す</li> </ul>
税源移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税所得割の税率を10%程度にフラット化</li> </ul> <p>(以下、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の納税者の税負担の変動を抑制するため、10%未満の税率区分を追加</li> <li>・住民税との合算最高税率50%は妥当</li> <li>・税率の刻み数は増やさない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の負担の変動を極力小さくするよう留意</li> <li>・住民税所得割の税率をフラット化</li> <li>・所得税について、より累進的な税率構造を構築</li> <li>・住民税均等割の税率引き上げ (市町村を重視)</li> </ul>	<p>&lt;改正事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年度より実施する</li> <li>・住民税所得割の税率を10%にフラット化</li> <li>・所得税の税率を4段階から6段階に変更</li> <li>・住民税に税額控除を導入し、個々の負担の変動を抑制</li> </ul> <p>&lt;検討事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税均等割の標準税率を引き上げる方向で検討</li> </ul>
定率減税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止 (弾力条項あり)</li> </ul>

(出所) 大和総研制度調査部作成

### 3. 試算に用いる前提の検討

2005年分の所得、2006年分の所得に対する課税はやや変則的である。

まず、定率減税が半減される時期は、所得税が2006年分から、住民税が2006年度分（2006年6月徴収分）からである。

次に、今回の税制改正大綱では、所得税に新税制（定率減税廃止・6段階の税率区分）が適用される時期を2007年分からとし、住民税に新税制（定率減税廃止・税率10%一本化・税額控除）が適用される時期を2007年度分（2007年6月徴収分）からとしている。

所得を基準にすると、2005年分の所得については次のようになる。

定率減税・・・所得税では20%（上限25万円）、住民税では半分の7.5%（上限2万円）
---

また、2006年分の所得については以下のようになる。

定率減税・・・所得税では半分の10%（上限12.5万円）、住民税では廃止
税率区分・・・所得税では現在の税率（4段階）、住民税では新税率10%・税額控除あり

2007年分の所得については、所得税と住民税ともに新税制が適用され、定率減税も廃止となる。

徴収時期で考えれば、2007年6月以降は全て新税制が適用されることになる。

所得税は申告納税が原則であるが、サラリーマンのように毎月源泉徴収される人もいれば、自営業者のように確定申告を行って納付する人もいる。

一方、住民税は前年所得課税であり、その年の所得に対する住民税（所得割）は翌年6月から徴収される。こうした事情が絡まって、所得を基準として考えるか、徴収時期を基準として考えるかによって表現が異なり、少々分かりにくくなっている。

2005年分、2006年分の所得に対する課税形態は一時的なものであるから、本稿では、定率減税が廃止され、所得税・住民税ともに新制度が適用される2007年分の所得について試算を行う。

つまり、定率減税が減額されず、現在の税率構造が適用されている場合（以下、旧税制と呼ぶこととする）と、今回の大綱で示された税制が適用される場合とを比較するものである。

試算を行うには、一定の前提条件を設定する必要がある。ここでは、前項2の～の分類に沿って検討を行うこととする。

#### 所得控除について

政府税調は『論点整理』の中で、給与所得控除を始めとする複数の所得控除について見直しを要するとの見解を示していた。この提言を世間ではサラリーマン増税と受けとめ、自党内からも批判する声が上がった。そもそもサラリーマン増税ととらえること自体が間違いであるとの発言もなされた<sup>4</sup>。

11月の答申に所得控除に関する記載は見当たらないが、従来より政府税調の石会長は、「4～5年かけて実現していく」と述べており、10月25日の会見でも、直ちに実施するということではなく、あくまで中長期的な視点から所得税の論点を整理したものである旨を述べている<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 2005年10月26日 古頭尚志「2006年度税制改正の検討状況」（制度調査部情報）を参照。

<sup>5</sup> 「論点整理が所得税のみに絞って、いかにもそれが所得税増税に結びつくような、かつこの4月から全部やるようなとらえ方をされて、どうも我々の意図した方向には議論が向いていなかったということです。（中略）あくまで中長期的な視点から所得税の論点を整理したというだけなのでありますが、それを踏まえまして、税調として今後どういう形で税制改正に取り組むかということに対して、いろいろな思いを述べていただいたんだと思っています。」（10月25日の総会終了後の会見録より引用。全文は[http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top\\_zei3.htm](http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top_zei3.htm)に掲載されている）

選挙への影響に配慮した節はあるにしても、所得控除の大幅な見直しに対する与党内のアレルギーは強いと考えられ、税制改正大綱にも論点整理で提示された所得控除の見直しを反映した項目はほとんど見当たらない<sup>6</sup>。

一方、大綱では、地震保険の普及拡大に向け、新たに地震保険料控除制度を創設することが明記されている。支払った地震保険料のうち、所得税では5万円を上限に保険料の全額、住民税では2.5万円を上限に保険料の半額を、それぞれの総所得金額から控除するという内容である。

これに伴い従来の損害保険料控除は廃止されるが、契約期間10年以上の長期契約については、2006年12月31日までに加入することを条件に、現行通りの控除を認めるとしている。試算では廃止を前提とする。

地震保険料控除に関して、日本損害保険協会が公表している資料によれば、2004年度の世帯加入率は18.5%となっている<sup>7</sup>。近年上昇してはいるが、未だ一般的と言える数値ではないように思われる。今後どの程度加入率が上昇していくか、現時点では判断としない。そこで今回の試算では、地震保険に加入している場合と加入していない場合の2通りで試算することにする。

ただし、税源移譲による税率区分の変更や税額控除の影響を分析するため、所得控除金額を現行の金額と同額とし、定率減税・税率区分・税額控除のみを反映させたケースも算出する(10ページ)。なお、生命保険料控除は今回の税制改正の対象とはなっていないが、今後の検討事項として「生損保控除制度の抜本的な見直し」が盛り込まれている。

### 税源移譲について

税源移譲では、従来より「住民税の税率を10%にフラット化すること」「所得税の税率区分を変更すること」「個々の納税者の負担に変動が生じないよう配慮すること」等が論じられてきた。

税制改正大綱では所得税の税率区分の見直しに関する数値が具体化され、住民税に税額控除を創設することが盛り込まれた。2007年度分から適用するとしている。

所得税の税率区分は現行の4段階から6段階となり、住民税では税率が10%に統一される。住民税の税額控除の仕組みはやや複雑であるが、次ページの表の内容で手当てされる。

### 定率減税について

定率減税に関して、所得税については2007年分(1月)より、住民税については2007年度分(6月徴収分)より廃止することが決定された。従来からすでにほぼ確定事項として論じられており、目新しさは無い。今後の景気動向・経済状況に応じて、機動的・弾力的に対応するという**弾力条項**が付されているが、『平成17年度税制改正大綱』にも同じ文言が入っていた。

実際のところ、余程深刻な景気の悪化等に見舞われない限り、廃止路線に変更はないと思われる。したがって、試算上は廃止を前提とする。

### その他

税制改正大綱には耐震改修税額控除制度の創設が盛り込まれている。これには工事費用の10%相当額(上限20万円)を所得税額から控除する仕組みも含まれるが、直ちに幅広く活用されるとは考え難いため、本稿の試算には反映させないこととする。

なお、今後の検討事項として、住民税(均等割)の標準税率の引き上げが掲げられている。本稿は住民税の所得割を対象としていることから、試算には反映させない。



<sup>6</sup> 『検討事項』には、「(生損保控除の)制度のあり方の抜本的見直しを行う」との記述がある。

<sup>7</sup> 日本損害保険協会のウェブサイト(<http://www.sonpo.or.jp/business/library/jishin/index.html>)を参照。

図表 2 所得税の税率

【現在の税率表】			
課税所得金額		税率	速算控除
330 万円以下		10%	-
330 万円超	900 万円以下	20%	33 万円
900 万円超	1,800 万円以下	30%	123 万円
1,800 万円超		37%	249 万円

↓

【税制改正大綱に基づいた税率表】			
課税所得金額		税率	速算控除
195 万円以下		5%	-
195 万円超	330 万円以下	10%	9.75 万円
330 万円超	695 万円以下	20%	42.75 万円
695 万円超	900 万円以下	23%	63.6 万円
900 万円超	1,800 万円以下	33%	153.6 万円
1,800 万円超		40%	279.6 万円

図表 3 住民税（所得割）の税率

【現在の税率表】			
課税所得金額		税率	速算控除
200 万円以下		5%	-
200 万円超	700 万円以下	10%	10 万円
700 万円超		13%	31 万円

↓

【税制改正大綱に基づいた税率表】			
課税所得金額		税率	速算控除
一律		10%	-

+

税額控除

図表 4 住民税（所得割）の税額控除の仕組み（新設）

) 課税所得金額が 200 万円以下の場合			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額</li> <li>・ 個人住民税の課税所得金額</li> </ul>	}	いずれか小さい額の 5%	
) 課税所得金額が 200 万円超の場合			
$\{ \text{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額} - (\text{個人住民税の課税所得金額} - 200 \text{ 万円}) \}$			の 5%
ただし、2,500 円未満の場合は 2,500 円			
(注) 人的控除・・・基礎控除、配偶者控除、扶養控除等。			

図表 5 試算の前提

分類	項目	内容
所得控除	給与所得控除	・・・現行通り
	人的控除	・・・現行通り
	社会保険料控除	・・・下表の通り。算出方法は 16 ページを参照
	生命保険料控除	・・・現行制度の上限額（所得税 10 万円、住民税 7 万円）を適用する
	損害保険料控除	・・・廃止。経過措置は考慮しない
税源移譲	所得税率	・・・6 段階の税率区分とする
	住民税率（所得割）	・・・一律 10% とする
	住民税税額控除	・・・税制改正大綱の方式に従って控除する
定率減税	所得税	・・・廃止を前提とする
	住民税	・・・廃止を前提とする
その他	地震保険料控除	・・・加入の場合は上限額（所得税 5 万円、住民税 2.5 万円）とする 地震保険料に未加入の場合についても試算を行う
	耐震改修減税控除	・・・試算には反映させない

図表 6 収入金額と所得控除額、課税所得金額 - 地震保険料控除がある場合 -

【所得税】

標準世帯（夫婦2人：特定扶養控除対象の子1名を含む）

収入金額	給与所得控除	人的控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	課税所得金額
300万円	108万円	基礎控除 38	36.929万円	上限 10万円	上限 5万円	0万円
500万円	154万円	配偶者控除 38	58.45万円			95.5万円
750万円	195万円	扶養控除 38	88.338万円			274.6万円
1,000万円	220万円	特定扶養控除 63	100.67万円			487.3万円
1,500万円	245万円		112.05万円			950.9万円
2,000万円	270万円		116.05万円			1421.9万円
2,500万円	295万円	計 177万円	120.05万円			1892.9万円

夫婦世帯

収入金額	人的控除	課税所得金額
300万円	基礎控除 38	64万円
500万円	配偶者控除 38	196.5万円
750万円		375.6万円
1,000万円		588.3万円
1,500万円		1051.9万円
2,000万円		1522.9万円
2,500万円	計 76万円	1993.9万円

独身世帯

収入金額	人的控除	課税所得金額
300万円	基礎控除 38	102万円
500万円		234.5万円
750万円		413.6万円
1,000万円		626.3万円
1,500万円		1089.9万円
2,000万円		1560.9万円
2,500万円	計 38万円	2031.9万円

【住民税】

標準世帯（夫婦2人：特定扶養控除対象の子1名を含む）

収入金額	給与所得控除	人的控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	課税所得金額
300万円	108万円	基礎控除 33	36.929万円	上限 7万円	上限 2.5万円	1.5万円
500万円	154万円	配偶者控除 33	58.45万円			134万円
750万円	195万円	扶養控除 33	88.338万円			313.1万円
1,000万円	220万円	特定扶養控除 45	100.67万円			525.8万円
1,500万円	245万円		112.05万円			989.4万円
2,000万円	270万円		116.05万円			1460.4万円
2,500万円	295万円	計 144万円	120.05万円			1931.4万円

夫婦世帯

収入金額	人的控除	課税所得金額
300万円	基礎控除 33	79.5万円
500万円	配偶者控除 33	212万円
750万円		391.1万円
1,000万円		603.8万円
1,500万円		1067.4万円
2,000万円		1538.4万円
2,500万円	計 66万円	2009.4万円

独身世帯

収入金額	人的控除	課税所得金額
300万円	基礎控除 33	112.5万円
500万円		245万円
750万円		424.1万円
1,000万円		636.8万円
1,500万円		1100.4万円
2,000万円		1571.4万円
2,500万円	計 33万円	2042.4万円

給与所得控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額は、～で共通である。

## 4. 試算結果

3 に掲げた前提に基づき試算を行った。結果は下の一覧の通りである。

図表7 地震保険料控除ありの場合

標準世帯（夫婦子2人、子の1人は特定扶養控除の対象）

給与収入	旧税制					試算										
	税額（円）			税率（％）		税額（円）					税率（％）					
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	差額（全体）	うち定率減税廃止の影響額	うち税額控除額	所得税	住民税	合計	税率差			
300万円	0	1,200	1,200	-	5	5	0	700	700	-500	200	-800	-	10	10	5
500万円	79,200	57,500	136,700	10	5	15	47,700	117,500	165,200	28,500	27,300	-16,500	5	10	15	0
750万円	222,400	182,400	404,800	10	10	20	177,100	310,600	487,700	82,900	75,500	-2,500	10	10	20	0
1000万円	521,200	387,300	908,500	20	10	30	547,100	523,300	1,070,400	161,900	149,500	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1,383,200	938,100	2,321,300	30	13	43	1,601,900	986,900	2,588,800	267,500	290,000	-2,500	33	10	43	0
2000万円	2,796,200	1,550,400	4,346,600	30	13	43	3,156,200	1,457,900	4,614,100	267,500	290,000	-2,500	33	10	43	0
2500万円	4,276,600	2,162,700	6,439,300	37	13	50	4,775,600	1,928,900	6,704,500	265,200	290,000	-2,500	40	10	50	0

夫婦世帯

給与収入	旧税制					試算										
	税額（円）			税率（％）		税額（円）					税率（％）					
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	差額（全体）	うち定率減税廃止の影響額	うち税額控除額	所得税	住民税	合計	税率差			
300万円	54,000	34,400	88,400	10	5	15	32,000	74,500	106,500	18,100	17,600	-5,000	5	10	15	0
500万円	160,000	96,400	256,400	10	10	20	99,000	209,500	308,500	52,100	51,300	-2,500	10	10	20	0
750万円	342,500	252,600	595,100	20	10	30	323,700	388,600	712,300	117,200	104,800	-2,500	20	10	30	0
1000万円	682,800	465,300	1,148,100	20	10	30	749,100	601,300	1,350,400	202,300	189,900	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1,686,200	1,039,500	2,725,700	30	13	43	1,935,200	1,064,900	3,000,100	274,400	290,000	-2,500	33	10	43	0
2000万円	3,099,200	1,651,800	4,751,000	30	13	43	3,489,500	1,535,900	5,025,400	274,400	290,000	-2,500	33	10	43	0
2500万円	4,650,300	2,264,100	6,914,400	37	13	50	5,179,600	2,006,900	7,186,500	272,100	290,000	-2,500	40	10	50	0

独身世帯

給与収入	旧税制					試算										
	税額（円）			税率（％）		税額（円）					税率（％）					
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	差額（全体）	うち定率減税廃止の影響額	うち税額控除額	所得税	住民税	合計	税率差			
300万円	84,400	48,400	132,800	10	5	15	51,000	110,000	161,000	28,200	26,700	-2,500	5	10	15	0
500万円	190,400	124,500	314,900	10	10	20	137,000	242,500	379,500	64,600	63,800	-2,500	10	10	20	0
750万円	403,300	285,600	688,900	20	10	30	399,700	421,600	821,300	132,400	120,000	-2,500	20	10	30	0
1000万円	743,600	498,300	1,241,900	20	10	30	825,100	634,300	1,459,400	217,500	205,100	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1,800,200	1,082,400	2,882,600	30	13	43	2,060,600	1,097,900	3,158,500	275,900	290,000	-2,500	33	10	43	0
2000万円	3,213,200	1,694,700	4,907,900	30	13	43	3,614,900	1,568,900	5,183,800	275,900	290,000	-2,500	33	10	43	0
2500万円	4,790,900	2,307,000	7,097,900	37	13	50	5,331,600	2,039,900	7,371,500	273,600	290,000	-2,500	40	10	50	0

住民税は所得割部分を表示しており、均等割部分は含まれていない。

『税額控除額』は新設される住民税の税額控除の額である。

標準世帯 300万円の層は、所得控除によって課税所得金額が0円になるため、所得税額も0円となる。

『差額(全体)』は、所得控除の変更、税率区分の変更、定率減税の廃止、税額控除を全て織り込んだ、旧税制の税額との差額である。税率区分の変更の影響については10ページを参照のこと。



図表8 地震保険料控除なしの場合

標準世帯（夫婦2人、子の1人は特定扶養控除の対象）

給与収入	試算											
	課税所得金額（万円）		税額（円）						税率（％）			
	所得税	住民税	所得税	住民税	合計	差額 （全体）	うち 定率減税 廃止の 影響額	うち 税額 控除額	所得 税	住民 税	合算 税率	税率 差
300万円	0	4	0	2,000	2,000	800	300	-2,000	-	10	10	5
500万円	100.5	136.5	50,200	120,000	170,200	33,500	28,100	-16,500	5	10	15	0
750万円	279.6	315.6	182,100	313,100	495,200	90,400	76,500	-2,500	10	10	20	0
1000万円	492.3	528.3	557,100	525,800	1,082,900	174,400	151,500	-2,500	20	10	30	0
1500万円	955.9	991.9	1,618,400	989,400	2,607,800	286,500	290,000	-2,500	33	10	43	0
2000万円	1426.9	1462.9	3,172,700	1,460,400	4,633,100	286,500	290,000	-2,500	33	10	43	0
2500万円	1897.9	1933.9	4,795,600	1,931,400	6,727,000	287,700	290,000	-2,500	40	10	50	0

夫婦世帯

給与収入	試算											
	課税所得金額（万円）		税額（円）						税率（％）			
	所得税	住民税	所得税	住民税	合計	差額 （全体）	うち 定率減税 廃止の 影響額	うち 税額 控除額	所得 税	住民 税	合算 税率	税率 差
300万円	69	82	34,500	77,000	111,500	23,100	18,500	-5,000	5	10	15	0
500万円	201.5	214.5	104,000	212,000	316,000	59,600	52,600	-2,500	10	10	20	0
750万円	380.6	393.6	333,700	391,100	724,800	129,700	106,800	-2,500	20	10	30	0
1000万円	593.3	606.3	759,100	603,800	1,362,900	214,800	191,900	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1056.9	1069.9	1,951,700	1,067,400	3,019,100	293,400	290,000	-2,500	33	10	43	0
2000万円	1527.9	1540.9	3,506,000	1,538,400	5,044,400	293,400	290,000	-2,500	33	10	43	0
2500万円	1998.9	2011.9	5,199,600	2,009,400	7,209,000	294,600	290,000	-2,500	40	10	50	0

独身世帯

給与収入	試算											
	課税所得金額（万円）		税額（円）						税率（％）			
	所得税	住民税	所得税	住民税	合計	差額 （全体）	うち 定率減税 廃止の 影響額	うち 税額 控除額	所得 税	住民 税	合算 税率	税率 差
300万円	107	115	53,500	112,500	166,000	33,200	27,600	-2,500	5	10	15	0
500万円	239.5	247.5	142,000	245,000	387,000	72,100	65,200	-2,500	10	10	20	0
750万円	418.6	426.6	409,700	424,100	833,800	144,900	122,000	-2,500	20	10	30	0
1000万円	631.3	639.3	835,100	636,800	1,471,900	230,000	207,100	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1094.9	1102.9	2,077,100	1,100,400	3,177,500	294,900	290,000	-2,500	33	10	43	0
2000万円	1565.9	1573.9	3,631,400	1,571,400	5,202,800	294,900	290,000	-2,500	33	10	43	0
2500万円	2036.9	2044.9	5,351,600	2,042,400	7,394,000	296,100	290,000	-2,500	40	10	50	0

住民税は所得割部分を表示しており、均等割部分は含まれていない。

『税額控除額』は新設される住民税の税額控除の額である。

標準世帯300万円の層は、所得控除によって課税所得金額が0円になるため、所得税額も0円となる。

『差額(全体)』は、所得控除の変更、税率区分の変更、定率減税の廃止、税額控除を全て織り込んだ、旧税制の税額との差額である。税率区分の変更の影響について10ページを参照のこと。

**図表9 (参考) 所得控除額に変更がない場合 - 税源移譲の影響 -**

標準世帯 (夫婦子2人、子の1人は特定扶養控除の対象)

給与収入	試算												
	課税所得金額 (万円)		税額 (円)							税率 (%)			
	所得税	住民税	所得税	住民税	合計	差額 (全体)	うち 定率減税 廃止の 影響額	うち 税率区分 変更の 影響額	うち 税額 控除額	所得 税	住民 税	合算 税率	税率 差
300万円	0	3	0	1,500	1,500	300	300	1,500	-1,500	-	10	10	5
500万円	99	135.5	49,500	119,000	168,500	31,800	27,800	20,500	-16,500	5	10	15	0
750万円	278.1	314.6	180,600	312,100	492,700	87,900	76,200	14,200	-2,500	10	10	20	0
1000万円	490.8	527.3	554,100	524,800	1,078,900	170,400	150,900	22,000	-2,500	20	10	30	0
1500万円	954.4	990.9	1,613,500	988,400	2,601,900	280,600	290,000	-6,900	-2,500	33	10	43	0
2000万円	1425.4	1461.9	3,167,800	1,459,400	4,627,200	280,600	290,000	-6,900	-2,500	33	10	43	0
2500万円	1896.4	1932.9	4,789,600	1,930,400	6,720,000	280,700	290,000	-6,800	-2,500	40	10	50	0

夫婦世帯

給与収入	試算												
	課税所得金額 (万円)		税額 (円)							税率 (%)			
	所得税	住民税	所得税	住民税	合計	差額 (全体)	うち 定率減税 廃止の 影響額	うち 税率区分 変更の 影響額	うち 税額 控除額	所得 税	住民 税	合算 税率	税率 差
300万円	67.5	81	33,700	76,000	109,700	21,300	18,200	8,100	-5,000	5	10	15	0
500万円	200	213.5	102,500	211,000	313,500	57,100	52,200	7,400	-2,500	10	10	20	0
750万円	379.1	392.6	330,700	390,100	720,800	125,700	106,200	22,000	-2,500	20	10	30	0
1000万円	591.8	605.3	756,100	602,800	1,358,900	210,800	191,300	22,000	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1055.4	1068.9	1,946,800	1,066,400	3,013,200	287,500	290,000	0	-2,500	33	10	43	0
2000万円	1526.4	1539.9	3,501,100	1,537,400	5,038,500	287,500	290,000	0	-2,500	33	10	43	0
2500万円	1997.4	2010.9	5,193,600	2,008,400	7,202,000	287,600	290,000	100	-2,500	40	10	50	0

独身世帯

給与収入	試算												
	課税所得金額 (万円)		税額 (円)							税率 (%)			
	所得税	住民税	所得税	住民税	合計	差額 (全体)	うち 定率減税 廃止の 影響額	うち 税率区分 変更の 影響額	うち 税額 控除額	所得 税	住民 税	合算 税率	税率 差
300万円	105.5	114	52,700	111,500	164,200	31,400	27,400	6,500	-2,500	5	10	15	0
500万円	238	246.5	140,500	244,000	384,500	69,600	64,700	7,400	-2,500	10	10	20	0
750万円	417.1	425.6	406,700	423,100	829,800	140,900	121,400	22,000	-2,500	20	10	30	0
1000万円	629.8	638.3	832,100	635,800	1,467,900	226,000	206,500	22,000	-2,500	20	10	30	0
1500万円	1093.4	1101.9	2,072,200	1,099,400	3,171,600	289,000	290,000	1,500	-2,500	33	10	43	0
2000万円	1564.4	1572.9	3,626,500	1,570,400	5,196,900	289,000	290,000	1,500	-2,500	33	10	43	0
2500万円	2035.4	2043.9	5,345,600	2,041,400	7,387,000	289,100	290,000	1,600	-2,500	40	10	50	0

住民税は所得割部分を表示しており、均等割部分は含まれていない。

『税額控除額』は新設される住民税の税額控除の額である。

標準世帯300万円の層は、所得控除によって課税所得金額が0円になるため、所得税額も0円となる。

『差額(全体)』は、定率減税の廃止、税率区分の変更、税額控除の影響を織り込んだ、旧税制の税額との差額である。

## 5. 結果と要因の分析

### 注意点

はじめに、8～10 ページの結果表の項目について3点ほど補足する。

『差額（全体）』は旧税制に基づく税額との差額を表している。そして、その右にある『定率減税廃止の影響額』『税率区分変更の影響額（10 ページのみ）』『税額控除額』の各項目は、差額の内訳を表している。

8・9 ページの『差額（全体）』と内訳項目の合計が一致しないのは、

- ・旧税制との間で所得控除が一致しない（損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設）
- ・税率区分変更の影響を正確に算出できないため、項目を設けていない

以上2つの要因によるものである。

10 ページの表は、税源移譲全体の影響を調べるため、所得控除金額を現在の制度と同額にし、定率減税の廃止と税率区分の変更、税額控除のみを反映させている。そのため、『差額（全体）』と内訳の合計が一致している。

### 定率減税

試算結果を全体として見れば、8・9 ページの結果表『差額（全体）』が示すように、ほぼ全ての層で増税となる。結果表『差額（全体）』に左隣にある『定率減税廃止の影響額』の数値と比較すれば分かる通り、最大の原因は定率減税の廃止によるものである。所得税額の20%相当額（上限25万円）、住民税額の15%相当額（上限4万円）の税額控除が無くなるのだから、これは当然の結果である。

### 地震保険料控除

9 ページ「地震保険料控除なし」のケースでは、現在の損害保険料控除（所得税1.5万円、住民税1万円の所得控除）に代わる控除が受けられない前提であるため、さらに増税幅が拡大している。

唯一減税となっているのが8ページ「地震保険料控除あり」の標準世帯300万円の箇所である。理由としては、「所得税が非課税・住民税も少額であるため、もともと定率減税額が少額であり、定率減税が廃止されても影響は小さい」、「損害保険料控除から地震保険料控除へ変更されることに伴い、所得控除額が所得税で3.5万円、住民税で1.5万円拡大される。これに伴う減税幅が、定率減税廃止による増税幅を上回る」の2点が考えられよう。

### 税率区分の変更と税額控除

上記の結論は概ね予測出来るものであり、金額は大きいものの特段驚きはない。

むしろ、「税源移譲による税率区分の変更」「税額控除の創設」が制度面での大きな改正であるから、引き続きこの観点から数値を分析していくこととする。まず、10 ページの『税率区分変更の影響額』を見ると、結果としては、増税・変動なし・減税に分かれる。

1500万円以上の収入層では影響額が-6,900円～1,600円であり、減税～小幅な増税となっている。いずれも住民税の税率が13% 10%へ下がっており、税率区分の変更がこの収入層に比較的有利に働くことが分かる。

逆に言えば、その他の層については不利に働くということである。税源移譲に際しては「個々の納税者の税負担の変動を抑制する」ことが重大な課題のひとつとされており、その対策として所得税の税率構造を変更し、住民税には税額控除制度を設けて補完することとしている(6ページを参照)。

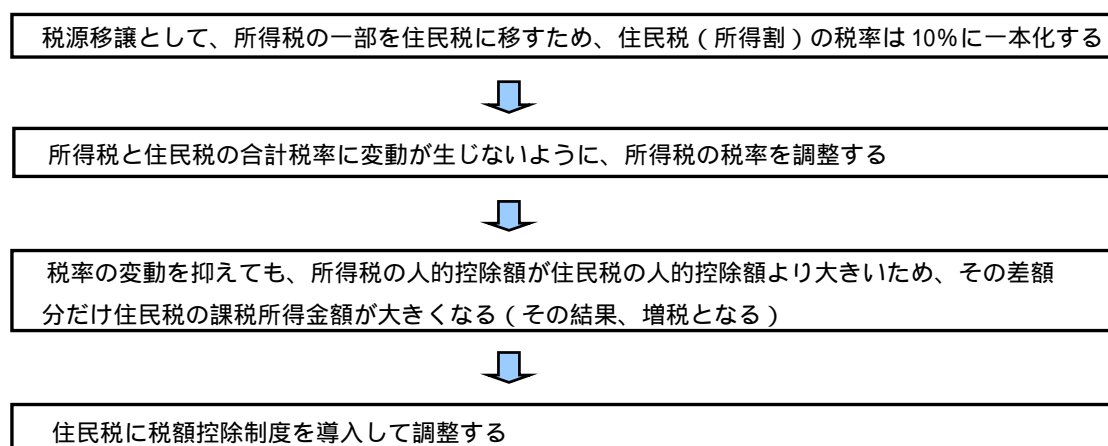
課税所得のある世帯にとって税額控除額制度が必ず減税効果をもたらすことは、8～10 ページの『税額控除額』からも明らかである。

次ページの表は、10 ページの『税率区分変更の影響額』と『税額控除額』を合算したものであるが、標準世帯300万円の層が変動なし、を除く300万円～1000万円までの全世帯が増税、1500万円以上の全世帯が減税となっている。

図表 10 税率区分の変更による影響と税額控除の合計

給与収入	300万円	500万円	750万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円
標準世帯	0	4,000	11,700	19,500	-9,400	-9,400	-9,300
夫婦世帯	3,100	4,900	19,500	19,500	-2,500	-2,500	-2,400
独身世帯	4,000	4,900	19,500	19,500	-1,000	-1,000	-900

税額控除の算式は少々分かりにくいですが、こうした対策が導入される理由を考えてみる。



住民税率 10%への一本化に際し、第一に**所得税の税率構造を変更する**ことで調整を試みる。

ただし、所得税が非課税で、現在の住民税率が 5%の所得者層（約 300 万人）に対しては調整が効かない。なぜなら、そもそも所得税が非課税であるが故に、住民税率の上昇分 5%（5% → 10%）を所得税の税率に転嫁することができないのである。つまり、**こうした所得者層に対しては、税額を半分にする対策が必要である。**

↑ 課題 A

一方、所得税の税率を調整した場合でも、所得税と住民税では所得控除の金額が異なるために問題が生じる。7 ページを見れば明らかのように、住民税の所得控除額は、所得税に比べて小さい。すなわち住民税の課税所得金額の方が大きいから、住民税の税率が 5% → 10%に変更になる層などでは増税になってしまう。したがって、**所得控除額の差による影響を無くす仕組み、もしくは縮小する仕組み**が必要になる。

↑ 課題 B

税制改正大綱で示された税額控除制度は、**基本的に課題 A・B への対策を兼ねている**と思われる。そこで次のページでは、標準世帯を例に効果を分析してみる。

**税額控除の分析<標準世帯の場合>**

所得税と住民税の人的控除額の差の合計額は、177万円 - 144万円 = 33万円とする。  
以下、<住民税の課税所得金額 - 33万円 = 所得税の課税所得金額>と仮定する。  
金額の内訳は7ページに掲載している。

**) 住民税の課税所得金額が0～33万円の場合 (= 所得税が非課税のケース)**

- ・現在の住民税率では5%の層である。
- ・住民税率の10%一本化で生じた増税分を税額控除するには、住民税の課税所得金額の5%を控除すれば良い。
- ・よって、税額控除額は**個人住民税の課税所得金額の5%**が適当である。

**) 住民税の課税所得金額が33万円超～200万円以下の場合 (= 現行の住民税率が5%のケース)**

- ・この時、所得税の課税所得金額は0万円超～167万円以下、現在の所得税率は10%、改正後の所得税率は5%である。
- ・現在の住民税率では5%の層である。
- ・住民税率は5% 10%に上がるが、代わりに所得税の税率が10% 5%に下がる。
- ・人的控除額の差の合計額33万円に対する住民税の税率の上昇分(5%)が増税となる。
- ・よって、税額控除額は**所得税と住民税の人的控除額の差の合計額の5%**が適当である。

**) 住民税の課税所得金額が200万円超～228万円以下の場合 (= 改正後所得税率が5%のケース)**

- ・この時、所得税の課税所得金額は167万円超～195万円以下、現在の所得税率は10%、改正後の所得税率は5%である。
- ・現在の住民税率では10%の層である。
- ・住民税率に変動はないが速算表における10万円の速算控除がなくなり、住民税は10万円の増税となる。
- ・一方、所得税の税率が10% 5%に下がる。所得税の税率が下がることによる減税額は、

$$\boxed{(167\text{万円超} \sim 195\text{万円以下}) \times 5\%}$$

となる。

- ・全体で見れば、 $\boxed{10\text{万円} - \{(167\text{万円超} \sim 195\text{万円以下}) \times 5\%}}$  の増税となる。
- ・さらにこの式を変形させると、10万円 = 200万円 × 5%だから、

$$\boxed{\{200\text{万円} - (167\text{万円超} \sim 195\text{万円以下})\} \times 5\%} \dots\dots\dots ( )$$

の増税と言い換えられる。そして、この金額を住民税の税額控除で手当てする必要がある。

- ・『167万円超～195万円以下』 = 『(200万円-33万円)超～(228万円-33万円)以下』  
= 『住民税の課税所得金額-33万円』  
= 『住民税の課税所得金額 - (所得税と住民税の人的控除額の差の合計額)』

と言い換えられるから、これを( )にあてはめると、

$$\begin{aligned} & \boxed{\{200\text{万円} - (167\text{万円超} \sim 195\text{万円以下})\} \times 5\%} \\ & = [200\text{万円} - \{\text{住民税の課税所得金額} - (\text{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額})\}] \times 5\% \\ & = \{(\text{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額}) - (\text{住民税の課税所得金額} - 200\text{万円})\} \times 5\% \end{aligned}$$

よって、税額控除額は以下の金額が適当である。

$$\boxed{\{(\text{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額}) - (\text{個人住民税の課税所得金額} - 200\text{万円})\} \times 5\%}$$

) ~ ) は、「所得税が非課税」や「現在の住民税率が5%」、「改正後の所得税率が5%」といった特殊な場面に応じて場合分けしてみたところ、税制改正大綱に規定された3つの算出式に到達したものである。このまま手

順を進めていけば、他のケースにおいても適当な金額を導く算出式があるかもしれない。つまり、住民税の課税所得金額が 228 万円超の場合も、税率の分岐点のタイミングなどを計って場合分けを行えば、適当な税額控除額に結びつく算式が導き出せる可能性がある。しかし、税制改正大綱で示された算出式は 3 つだけである。その理由は何だろうか。

理由を考えるにあたって、まず住民税の課税所得金額が 200 万円超の場合、税制改正大綱は税額控除の金額を次のように規定している。

- ・  $\{( \text{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額} ) - ( \text{個人住民税の課税所得金額} - 200 \text{ 万円} ) \} \times 5\%$
- ・ 2,500 円未満の場合は 2,500 円

) ~ ) と同様に、対象を標準世帯、人的控除額の差の合計額を 33 万円とすれば、税額控除の算式は

$$\{33 \text{ 万円} - ( \text{個人住民税の課税所得金額} - 200 \text{ 万円} ) \} \times 5\%$$

となる。2,500 円未満となるのは、

$$\{33 \text{ 万円} - ( \text{個人住民税の課税所得金額} - 200 \text{ 万円} ) \} \times 5\% < 0.25 \text{ 万円}$$

から求めることができ、  $( \text{個人住民税の課税所得金額} ) > 228 \text{ 万円}$  となる。

つまり、個人住民税の課税所得金額が 228 万円超であれば、常に税額控除額は 2,500 円になる。228 万円の時にちょうど 2,500 円なので、「228 万円以上の時に 2,500 円になる」と言うことが出来る。

ちなみに、住民税の税率が 5% から 10% に上昇する所得層（課税所得金額 200 万円以下）を対象に、人的控除の差の合計額と所得税の税率区分に着目して必要な税額控除額を計算すると、この「2,500 円」という金額が導き出される。

では、住民税の課税所得金額が 228 万円以上のケースにおいて、この算式は常に増減税を生ぜしめない効果を持つのであろうか。所得税の税率表で新たに設けられた課税所得金額 695 万円という金額に着目し、 ) ~ ) と同様に算定してみると、

- ・ 現在の税額
  - 所得税：695 万円  $\times$  20% - 33 万円 = 106 万円
  - 住民税：( 695 万円 + 33 万円 )  $\times$  13% - 31 万円 = 63.64 万円
  - 合計額：169.64 万円
- ・ 改正後税額
  - 所得税：695 万円  $\times$  20% - 42.75 万円 = 96.25 万円
  - 住民税：( 695 万円 + 33 万円 )  $\times$  10% = 72.8 万円
  - 税額控除額：{ 33 万円 - ( 695 万円 + 33 万円 - 200 万円 ) }  $\times$  5% < 0      2,500 円
  - 合計額：168.8 万円
- ・ 全体として 0.84 万円の減税

以上のように、0.84 万円の減税という形で税負担に変動が生じることになる。税額控除額が 2,500 円であるから、税額控除を行うまでもなく 5,900 円の減税となっている。

この理由としては、税率区分の変更が、住民税率が 13% 10%に低下する所得層に有利に働くことが挙げられる(11 ページを参照)。上のケースでは、所得税に 5%の税率区分が設けられた影響が大きいことが分かる(所得税の速算控除額が、住民税の増税額を上回るという形で表れている)。

### 税額控除の効果(結論)

12 ページで例示した所得税課税所得金額 695 万円のケースのように、税率構造の変動に伴い、そもそも税負担が軽減する層があり、税額控除という方式で税負担の変動を完全に抑えることはできない。

また、対象を人的控除の差額に絞っている点からも、大綱に示された税額控除制度が万全の策でないことは明らかである。実際には人的控除以外にも所得控除はあり、増税となるケースがあり得るからである。

経済産業省の作成した資料でも 200 億円の減税を見込んでおり、そもそも設計時点で変動を完全に抑えることまでは意図されていないのである<sup>8</sup>。

11 ページ『税率区分の変更による影響と税額控除の合計』の数値を基に考えると、標準世帯 300 万円の層を除き、9,400 円の減税～19,500 円の増税の幅で変動が生じている。納税者の公平性という観点からは、増減税の影響について最大 28,900 円の格差が生じることに疑念を抱かない訳ではない。

しかし、収入金額 500 万円までの層では、増税といっても 3,100 円～4,900 円の増税に収まっている。また、減税となる収入金額 1,500 万円以上の層は、超過累進税率の適用によってそもそも税負担が重く、公平性を揺るがすほどの減税規模とは言えないように思われる。

したがって、税額控除制度自体の個別評価としては、租税負担の変動の抑制・縮小の目的を一応は果たしていると言い得るのではないか。

逆に、定率減税の廃止も含めた増税が家計に与えるインパクトは大きく、対策として不十分との評価もあるかもしれない。

しかし、<所得税：非課税、現行の住民税率が 5%>の所得者層について、税負担の変動が生じない点は注目すべきである<sup>9</sup>。この所得者層については“所得の低い層に対して増税を強いるべきではない”という考えと、“そもそも税負担の少ない層に対して更なる減税措置をとるべきではない”という 2 つの立場をとり得る。特にデリケートな層であるから、増税にも減税にもならないような慎重な取扱いをすることが望ましい。したがって、この層に変動が生じないという効果については、十分評価して良いと考える(12 ページ『税率区分の変更による影響と税額控除の合計』の「標準世帯・給与収入 300 万円」の欄を参照)。



<sup>8</sup>経済産業省のウェブサイトで公開されている『平成 18 年度税制改正について』と題する資料の 34 ページを参照。

<http://www.meti.go.jp/press/20051215012/20051215012.html>

<sup>9</sup> この層では所得税が非課税であるため、所得税や所得控除額の影響を受けず、住民税の課税所得金額をベースとした税額控除だけで調整可能である。したがって、今回の税額控除制度により、税負担の変動を 0 に抑えることができる。

## 6. おわりに

与党税制改正大綱の決定を受け、国税部分については財務省が昨年12月19日に『平成18年度税制改正の大綱』を公表した。地方税については、同22日に総務省より『平成18年度地方税制改正(案)要旨』が公表されている。今後は『平成18年度税制改正の要綱』が閣議決定され、1月末頃より関連法案の国会審議が始まる見込みである。

税制改正大綱のうち、本稿は所得税・個人住民税(所得割)の試算に必要な範囲の事項のみを取り扱っている。全体の解説については他のレポートを参照されたい<sup>10</sup>。

(以下、6ページの参考資料)

図表 11 社会保険料の概算

雇用保険							
給与収入	300万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
年間保険料	2.4万円	4万円	6万円	8万円	12万円	16万円	20万円

一般保険料額表が廃止 2005年4月1日以降、被保険者負担率=8/1000(一般業種の場合)

健康保険							
給与収入	300万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
年間保険料	12.792万円	20.172万円	30.504万円	40.836万円	48.216万円	48.216万円	48.216万円

実際には「標準報酬月額」を基準として保険料が定められている。「標準報酬月額」とは、毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものであり、健康保険では39等級に区分されている

ここでは、便宜的に年間給与収入を12で割った金額を報酬の月額として標準報酬月額に当てはめ、保険料を算出している  
介護保険料は反映させていない

厚生年金保険料							
給与収入	300万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
年間保険料	21.737万円	34.278万円	51.834万円	51.834万円	51.834万円	51.834万円	51.834万円

実際には「標準報酬月額」を基準として保険料が定められている。「標準報酬月額」とは、毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものであり、厚生年金では30等級に区分されている

ここでは、便宜的に年間給与収入を12で割った金額を報酬の月額として標準報酬月額に当てはめ、保険料を算出している  
一般業種の料額を使用している

合計							
給与収入	300万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
年間保険料	36.929万円	58.45万円	88.338万円	100.67万円	112.05万円	116.05万円	120.05万円

<sup>10</sup> 制度調査部では次の解説レポートを公開している。

- ・ 2005年12月16日 齋藤 純 「与党・税制改正大綱のポイント【個人編】～所得税、個人住民税の改正項目～」
- ・ 同上 「与党・税制改正大綱のポイント【個人編】～相続税、固定資産税などの改正項目～」
- ・ 同20日 「与党・税制改正大綱のポイント【法人編】～業績連動型報酬等の損金算入、会社法の制定に伴う税制の整備など～」
- ・ 同21日 「与党・税制改正大綱のポイント【法人編】～組織再編税制、中小企業税制など～」